主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、末尾に添附した被告人本人提出の控訴趣意書に記載したとおりである。

被告人の控訴趣意第一点について。

原本認定の新聞記事が、Aの投書に対する回答の形式で記載せられていることは、所論のとおりであるが、本件記録に編綴せられている昭和三十年二月五日附の「B」には、右記事の附記として、一月三十日の日附で、a町、A名の投書が長ればC町議は近一月の日附で、a町、A名の投書が長ればC町議は近近の一部を戸りまりまりであると、廻つて歩いているそうです。これで公明選挙なのでしよう第一氏をたのむと、廻つて歩いているそうです。これで公明選挙なのでしよう第一段と記載してあるところ、刑法第二百三十条第一段といわゆる事実の摘示とは、行為者が自ら〈/要旨〉ある事実の存在を断定して新聞にもいわゆる事実の摘示とは、行為者が自ら〈/要旨〉ある事実の存在を断定して新聞にる場合であるようにある事実に関する風聞を記載した他人の投書を以上のおりまする場合であるものと解するものと語がある。而して右新聞記事中にとが明らかの表述といい、日本記事は同人の名誉を毀損と認定したのは相当であって、何等の違法はなく、論目は知る名誉ない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 中村光三 判事 脇田忠 判事 鈴木重光)